

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長洲町長 中逸 博光

市町村名 (市町村コード)	長洲町 (43368)
地域名 (地域内農業集落名)	長洲小・清里小校区 (長洲・梅田・建浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 3月 31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【①長洲・梅田地区(長洲・梅田)】

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、後継者・担い手が不足していることが課題であり、新たな農地の受け手の確保が必要。また、1筆あたりの圃場面積が小さく、集約化が図れていない。また、農道の管理についても多数の課題を抱えている(道幅が狭く大型機械が通れない・除草されていない・でこぼこ・排水路が土など)。長洲地区においては住宅地付近の農地は苦情が多い(トラクターの泥・草の焼却による煙など)。

【②高浜地区(建浜)】

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、後継者・担い手が不足していることが課題であり、新たな農地の受け手の確保が必要。農業者の高齢化が進んでおり、地域における後継者が不足している。農地一筆あたりの面積が狭く、耕作の効率化が図れておらず、農地の集約も進んでいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

長洲地区は、比較的農地が狭いため、個人農家を中心に地区内外を問わず担い手を確保していく。

梅田地区は、地区内を中心とした法人化を目指し、農地の集約化を図る。

高浜地区においては、農地の集約化を条件に、中心経営体の池上氏と内野氏を中心に集約していく。可能な限り地区内の農業者への集約を促進しつつ、受け手の不足する場合は後継者の育成や地域外からの認定農業者の受け入れを図ることにより対応する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	136 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	136 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農業上の利用が困難な農地は、必要に応じて保全・管理を行う区域とすることを検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
畔をなくして農地利用の効率化を図る。 梅田地区については、法人化を目指しつつ、集約化を図る。 農業経営の効率化と規模拡大に対応するために、地権者の同意・協力を得ながら農地の集約を促進する。一筆が狭い農地をまとめ、農作業の効率化を図る。 基盤整備実施済みのエリアから集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくとともに、機構集積協力金の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
長洲地区は、比較的農地が狭いため、個人農家を中心に地区内外を問わず担い手を確保していく。 梅田地区は、地区内を中心とした法人化を目指し、農地の集約化を図る。 高浜地区においては、農地の集約化を条件に、中心経営体である2経営体を中心に集約していく。可能な限り地区内の農業者への集約を促進しつつ、受け手の不足する場合は後継者の育成や地域外からの認定農業者の受け入れを図ることにより対応する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るために、作業受託を行う事業体への農作業の一部委託等を検討するなど、地域全体の農業経営を維持することで遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

【法人化に関する方針】

梅田地区においては、法人化を目指すために、中心となるキーマンの選出が必要。また、収益の上がる法人を作るために、初期投資・運転資金の確保の他、新たな作物の導入を検討する必要がある。

【補助金等の活用に関する方針】

補助金を活用して農業用機械や先進技術の導入による省力化・経費削減を図り、収益力強化を目指す。

【水路等の整備・管理に関する方針】

継続的な営農環境を整えるために、各種事業等を活用し、水路の整備や維持管理に取り組んでいく。

【後継者育成に関する方針】

後継者育成のための事業等を活用し、農作物のブランド化を図るなど、後継者が希望を持てる仕組み作りに取り組む。